

第34回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 三田隆俊は、令和2年3月25日、午後1時30分、農業委員を足利市役所に召集し、第34回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	小山 勉	2	三田照子	3	三田隆俊
4	藤生正浩	5		6	遠藤茂太
7	河内義昭	8	星野雅彦	9	長谷川良光
10	亀田幸雄	11	仙田光男	12	桐生さとみ
13	清水 茂	14	赤坂安一	15	本島一喜

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 斉藤正巳、次長 川田和之、主幹 日下部 純、主査 須釜和彦、主査 齋藤玲子

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	報告いたします。ただいまの出席委員は14名であります。 欠席委員は、5番 森山進平委員であります。 本日の議事日程について報告いたします。 日程第1 議事録署名委員の決定について 日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について 日程第3 議案第1号から議案第3号について 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について 以上であります。
議長	ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員14名で定足数に達しておりますので、これより第34回足利市農業委員会総会を開会いたします。 【13時36分 開会】
議長	それでは日程に入ります。 日程第1 議事録署名委員の決定について議題といたします。

議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。
6番 遠藤茂太委員、11番 仙田光男委員を指名いたします。
ご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。
続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

主査 議案書の1ページをお開き下さい。
農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、ご報告させていただきます。
1ページの総括表に基づきましてご報告いたします。
まず始めに、農地法第4条の届出ですが、件数が3件、筆数が3筆、面積が1,661㎡となっております。
続きまして、農地法第5条の届出ですが、件数が17件、筆数が22筆、面積が6,303.35㎡となっております。
合計いたしまして、件数が20件、筆数が25筆、面積が7,964.35㎡となっております。
また、詳細につきましては、第4条の届出が2ページに、第5条の届出が3ページから6ページに記載されております。
以上報告いたします。

議長 ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

【質問なし】

議長 それでは、専決処理についてご了承願います。
続いて日程第3に入ります。
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

主幹 議案書の7ページをお開き下さい。
議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。
1番、申請地は名草下町地内の畑、面積677㎡です。
譲受理由は、耕作に便利のため取得し、経営規模の拡大を図りたいで、譲渡理由は、担い手不足のため経営規模を縮小したいで、契約内容は所有権移転の売買です。
続きまして、議案書の25ページをご覧下さい。
1番の調査書となっております。各項目とも、適正なもの判断されております。ページ右側に位置図を載せてございます。

続きまして2番、申請地は松田町地内の田、面積730㎡です。

譲受理由は、自宅に近接し耕作に便利のため取得したいで、譲渡理由は高齢となり、経営規模を縮小したいで、契約内容は所有権移転の売買です。

続きまして、議案書の26ページをご覧ください。

2番の調査書となっております。各項目とも、適正なものと判断されております。ページ右側に位置図を載せてあります。

続きまして3番、申請地は里矢場町地内の田、面積3,233㎡です。

譲受理由は、農業経営規模の拡大を図りたいで、譲渡理由は高齢となり離農したいで、契約内容は所有権移転の売買です。

続きまして、議案書の27ページをご覧ください。

3番の調査書となっております。各項目とも、適正なものと判断されております。ページ右側に位置図を載せてあります。

続きまして4番、申請地は島田町地内の畑、現況田、面積995㎡外1筆、計2,224㎡です。

譲受理由は、農業経営規模の拡大を図りたいで、譲渡理由は自営業に専念するため離農したいで、契約内容は所有権移転の売買です。

続きまして、議案書の28ページをご覧ください。

4番の調査書となっております。各項目とも、適正なものと判断されております。ページ右側及び29ページに位置図を載せてあります。

以上よろしくご審議をお願いします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

7番 河内委員。

7番

7番 河内です。

実情調査の結果を報告いたします。

調査年月日は令和2年3月16日、月曜日、午前8時30分から、調査班は森山委員を班長といたしまして、清水委員、赤坂委員、藤生委員と私の5名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、3条許可申請に伴い、申請地の確認を行ったものであります。申請地は所有権移転・売買の申請であり、申請人の自作地の現地調査については、合計4筆あり事前に事務局で確認し、適正に耕作及び管理がなされていることの報告を受けましたので、省略させていただきました。

また、申請地は自作地に近接し耕作をするのに便利なことから、周辺農地の農業上の支障はないものと判断いたしました。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。
【意見なし】

議長 本件について、意見を求めます。
【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。
【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第1号 1番はそのように決定いたしました。
続いて2番を上程いたします。
本件も調査班が調査しておりますので報告を求めます。
14番 赤坂委員。
14番 赤坂です。
実情調査の結果を報告いたします。
調査年月日、調査班は1番の案件と同様であります。
調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。
今回の調査は、3条許可申請に伴い、申請地の確認を行ったものであります。申請地は所有権移転・売買の申請であり、申請人の自作地の現地調査については、合計9筆あり事前に事務局で確認し、適正に耕作及び管理がなされていることの報告を受けましたので、省略させていただきました。
また、申請地は自宅から近く自作地と隣接しているため耕作をするのに利便性が良いことから、周辺農地の農業上の支障はないものと判断いたしました。
また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。
以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。
【意見なし】

議長 本件について、意見を求めます。
【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。
【異議なし】

議長 異議なしと認め、2番はそのように決定いたしました。
続いて3番を上程いたします。
本件も調査班が調査しておりますので報告を求めます。
13番 清水委員。
13番 清水です。実情調査の結果を報告いたします。
調査年月日、調査班は1番の案件と同様であります。
調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、3条許可申請に伴い、申請地の確認を行ったものであります。

申請地は所有権移転・売買の申請であり、申請人の自作地の現地調査については、合計8筆あり事前に事務局で確認し、適正に耕作及び管理がなされていることの報告を受けましたので、省略させていただきました。

また、申請地は自宅から近く耕作をするのに利便性が良いことから、周辺農地の農業上の支障はないものと判断いたしました。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、3番はそのように決定いたしました。

続いて4番を上程いたします。

本件も調査班が調査しておりますので報告を求めます。

4番 藤生委員。

議長 4番 藤生です。

実情調査の結果を報告いたします。

調査年月日、調査班は1番の案件と同様であります。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

それでは、調査結果をご報告いたします。

今回の調査は、3条許可申請に伴い、2ヶ所の申請地の確認を行ったものであります。申請地は所有権移転・売買の申請であり、申請人の自作地の現地調査については、合計いたしまして44筆を事前に事務局で確認し、適正に耕作及び管理がなされていることの報告を受けましたので、省略させていただきました。

また、申請地は、自作地に近く利便性が良いことから、周辺農地の農業上の支障はないものと判断いたしました。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長

異議なしと認め、4番はそのように決定いたしました。

続いて議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査

議案書の8ページをお開きください。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

3月の申請件数は11件、うち太陽光が8件、一般住宅が3件となりました。

なお、令和元年度は今月の案件がすべてご承認されたとして、件数は195件、前年比115%、面積は21万5,523.11㎡、前年比104%、東京ドームの4.6倍、今年の秋に稼働予定のJA足利トマト選果場の15倍が、農地から農地でないものになりました。

それでは、説明に入ります。

1番、申請地は田島町地内の田、102㎡ほか1筆、計1,880㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル360枚を601.2㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の31ページをご覧ください。1番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

また、実情調査報告が30ページから38ページに載せてありますので、ご覧ください。

なお、事務局による事前調査を3月11日に実施しており、その時の写真はご覧のとおりです。(スクリーンに投影)

議案書の8ページにお戻りください。

続きまして2番、申請地は田島町地内の田、525㎡ほか1筆、計1,053㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル272枚を454.24㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の39ページをご覧ください。2番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

では、議案書の8ページにお戻りください。

続きまして3番、申請地は田島町地内の田、面積479㎡ほか1筆、計

1, 054 m²です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル272枚を454.24 m²に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の40ページをご覧ください。3番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

では、議案書9ページをお開きください。

4番、申請地は田島町地内の田、261 m²ほか3筆、計1,307 m²です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル324枚を541.08 m²に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の41ページをご覧ください。4番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

では、議案書9ページにお戻りください。

5番、申請地は田島町地内の田、598 m²ほか4筆、計1,173.12 m²です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル224枚を374.08 m²に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の42ページをご覧ください。5番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

では、議案書9ページにお戻りください。

6番、申請地は田島町地内の畑、436 m²ほか2筆、計1,295 m²です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル272枚を454.24 m²に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の43ページをご覧ください。6番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

では、議案書10ページをお開きください。

7番、申請地は名草下町地内の田、面積152 m²ほか1筆、計270 m²です。

施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積106.82 m²を建築するもので

す。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法34条11号、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設、住宅です。

続きまして、議案書の44ページをご覧ください。7番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(スクリーン投影)

では、議案書10ページにお戻りください。

8番、申請地は寺岡町地内の畑、885㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル420枚を515㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の45ページをご覧ください。8番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(スクリーン投影)

では、議案書10ページにお戻りください。

9番、申請地は奥戸町地内の田、470㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル253枚を414.16㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の46ページをご覧ください。9番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(スクリーン投影)

では、議案書10ページにお戻りください。

10番、申請地は山下町地内の田、496㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積114.23㎡を建築するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法第34条11号、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

続きまして、議案書の47ページをご覧ください。10番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(スクリーン投影)

では、議案書10ページにお戻りください。

11番、申請地は堀込町地内の田、面積258㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積122.55㎡を建築するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第3種農地、備考としまして都市計画法34条11号、基準を満たす道路に接する住宅、農水省通知「農地法の運用について」の第2の1の(1)のエの(ア)のaの(a)です。

当該農地は、水管、下水道管の埋設を確認しており、これは、第3種農地の判断基準であります、水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道区域に該当しますので、第3種農地、原則許可、と判断しました。

続きまして、議案書の48ページをご覧ください。11番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はこちらのとおりです。(スクリーン投影)

以上、5条許可申請11件です。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

7番 河内委員。

7番

7番 河内です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の30ページをご覧ください。

調査年月日は令和2年3月16日、月曜日、午前8時30分から、調査班は森山委員を班長といたしまして、清水委員、赤坂委員、藤生委員、私の5名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回、5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地確認と、申請人および申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、本市およびその周辺で太陽光発電事業を営む申請人が、事業拡大を目的に、申請地を太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

日当たりが良く、管理用通路およびメンテナンス車両置場が確保できる当該農地を適地とし、申請人およびグループ会社は、周辺の農地もあわせて同時申請しており、一括して管理運営していくとのことでした。

転用にかかる費用は全額自己資金でまかないます。当該事業によって進入できなくなる農地はありません。事業区域内にある官地は払い下げを受けない計画ですが、官地も申請地と同様に草刈りなどの適正管理をしたいとのことでした。

また、境界から50cm後退してフェンスを設置するほか、隅切りの設置などの要望があれば、可能な範囲で対応し、農耕機の往来に支障がないよう配慮したいとのことでした。

この地域の堰については、全申請地の土地所有者に聞き取りを行いました
が責任者が不明で、実態がないことがわかりました。そのため、今後、水路に
関する問題が生じた場合は、市の指導のもと、申請人が誠意をもって対応した
いとのことでした。

申請地は、東側は宅地、北側、西側は田、南側は田および宅地で、周辺農地
への影響はないと考えます。

結論として、申請地は、田島町南部の第2種農地であり、申請人の実情から、
転用の必要性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調
査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第2号 1番はそのように決定いたしました。

続いて2番から11番を上程いたします。

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、2番から11番はそのように決定いたしました。

続いて議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたしま
す。

事務局の説明を求めます。

主査 議案書の11ページをお開きください。

議案第3号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。令和
2年3月31日公告分であります。

議案書の12ページをご覧ください。今回の議案の総括表であります。貸借権
設定（利用権設定）が、17件で面積43,433㎡です。

続きまして所有権移転は4件で、面積9,446㎡です。

初めに貸借権設定についてですが、詳細が13ページから16ページに記
載されておりますのでご覧ください。

続きまして、所有権移転についてですが、17ページをお開きください。

1番、申請地は稲岡町地内の田、面積2,025㎡で、売買価格は総額で8
7万750円です。

続きまして2番、申請地は稲岡町地内の田、面積1,771㎡で、売買価格
は76万1530円です。

3番、申請地は島田町地内の田、面積1,018㎡外1筆、計2,902㎡で、売買価格は40万円です。

4番、申請地は県町地内の田で、面積2,748㎡で、売買価格は137万4000円です。

いずれも審議の後、承認をいただきましたら、3月31日付で公告の手続きを行います。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長

本件は先に貸借権設定の1番及び2番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、14番 赤坂委員の退席を求めます。

【14時30分 退席】

議著

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長

異議なしと認め、議案第4号 貸借権設定の1番及び2番はそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、赤坂委員の出席を求めます。

【14時31分 出席】

議長

続いて貸借権設定の3番から17番及び所有権移転を上程いたします。

本件について、意見を求めます。

長谷川委員。

9番

9番 長谷川です。

確認をお願いしたいのですが、17ページの1番、2番のシマダさんは、この「島」でよいのか、「山・鳥」ですか。

赤坂委員に聞きたいのですが。

14番

山が付かない島であっていると思います。

9番

ありがとうございました。

議長

ほかに何かございますか。

それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長

異議なしと認め、貸借権設定の3番から17番及び所有権移転はそのように決定いたしました。

以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。

なお、議案末尾に農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上で、第34回足利市農業委員会を閉会いたします。

【14時33分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年5月25日

足利市農業委員会

6番委員

11番委員